

## B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-3	総務省	-	-	-	著作権などの知的財産の権利の売買は、「卸売業、小売業」には分類されないと大分類の総説から判断できますが、その場合どの分類となるのか考え方をお示しいただきたい。	現行日標では不明確なため。	第7回	総務省	現行通りとする。 なお、主に知的財産権の取引(知的財産権その他の権利の売買等の仲介や取得及び販売(転売))を行う事業所は「7299 他に分類されない専門サービス業」に分類される。	知的財産関連については、サービス分野の生産物分類においてCPA(EUの生産物分類)及びCPC(国連中央生産物分類)等を参考に検討され設定されたので、産業分類については生産物分類の設定に合わせることをとするため。
B-7	総務省	-	-	-	総務省HPに掲載されている「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」の内容を日本標準産業分類へ反映していただきたい。 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf</a>	次については例示を追加いただきたい。 6921貸家業「介護サービス付マンション賃貸業(家賃収入を主とするもの)」 8549その他の老人福祉・介護事業「介護サービス付マンション賃貸業(介護サービスを主とするもの)」 0999他に分類されない食料品製造業「カット野菜製造業」 0841機械器具設置工事業「ソーラーパネル(太陽光発電システム)設置工事業」 5931電気機械器具小売業「ソーラーパネル(太陽光発電システム)小売業」 3191自転車・同部品製造業「車いす製造業(手動式のもの)」 3199他に分類されない輸送用機械器具製造業「車いす製造業(電動式のもの)」	第7回 第8回 第4回・第6回	6921、0841：国土交通省 8549：厚生労働省 上記以外：経済産業省	・6921、8549について 例示の追加はしない。 また、総務省HPに掲載されている「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」の内容を、以下のとおり「サービス付き高齢者向け住宅」の記載に修正する。 Q:「サービス付き高齢者向け住宅」はどこに分類されますか？ A:高齢者の居住の安定確保に関する法律において提供が義務づけられている状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供している場合 →「6921貸家業」 状況把握サービス及び生活相談サービスの他に、老人福祉法に基づく有料老人ホームの届出の要件である「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを実施している場合 →「8546有料老人ホーム」  ・0841について 例示の追加はしない。 また、右記理由のとおり工事の種類により分類が異なることや、販売経路の多様化、さらに問い合わせ件数が逡減していることから、総務省HPに掲載されている「日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせについて」の当該箇所を削除する。	・6921、8549について 「介護サービス付きマンションの賃貸」という表記では、どのような事業を想定したものか判断しかねるため、内容例示には追加しない。また、総務省HPに掲載されている「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」の内容を「サービス付き高齢者向け住宅」に修正した。 修正内容は左記のとおり。 「サービス付き高齢者向け住宅」について検討したところ、サービス付き高齢者向け住宅において必須の見守りサービスの他に、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく「有料老人ホーム」の要件になっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当し、老人福祉法の指導監督の対象になることから、「8549その他の老人福祉・介護事業」ではなく「8546有料老人ホーム」に分類されるものとする。  ・0841について 「ソーラーパネル(太陽光発電システム)」の設置工事業は、「機械器具設置工事業」に該当する場合だけでなく、「電気工事業」や「屋根工事業」にも該当する場合があるため、例示の追加は行わないこととした。  ・5931について 太陽光発電システムは、2012年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(いわゆるFIT)」の開始以降、主に自宅の発電設備として普及してきた。また、ソーラーパネルの販売経路については、ソーラーパネルメーカーからの直販のほか、住宅メーカーや住宅設備業者であるが、他にも消費者が家電量販店、テレビ通信販売業者、ネット通信販売業者などから購入する事例もみられ、販路が多様化してきていることから、例示の追加は行わないこととした。
B-87	総務省	L学術研究、専門・技術サービス	-	総説	「開発」の定義を明確にされたい。 総説の「開発研究」には、製造業を営む企業が行う製品開発(新製品の開発、既存製品の強化、改良など)も含まれるのかご教示いただきたい。 含まれるのであれば記述いただきたい。	事業所名に研究所という表記がなく、製造部門と一体となって開発を行っている事業所の考え方をお示しいただきたい。 「研究所」、「製造業」、「管理、補助的経済活動」のうちどの分類が適当か。 他にも、飲食サービス業でメニューの開発を行っている事業所は、どの産業に分類されるのか、考え方をお示しいただきたい。	第7回	総務省	現行通りとする。	①「開発」の定義について →製品開発(新製品の開発、既存製品の強化、改良など)は、開発と製造両方の側面を有すると思料するため、産業分類については製品開発が行われている場所によってそれぞれ分類される。よって、記載については現行通りとする。 ②事業所名に研究所という表記がなく、製造部門と一体となって開発を行っている事業所の考え方をお示しいただきたい。 →製造を行う事業所の一角に研究拠点がある場合は「大分類E-製造業」とする。 ③飲食サービス業でメニューの開発を行っている事業所は、どの産業に分類されるのか。(以下の分類は、メニュー開発が製品開発に相当する場合。) ・飲食サービス業を営む事業所とは別に独立して、メニュー開発を行う事業所を有する場合、当該事業所は「中分類71-学術・開発研究機関」の該当する研究開発に分類される。 ・独立した事業所ではなく、管理統括を行う本社などでメニュー開発を行う場合は、該当分類の「主として管理事務を行う本社等」に分類される。 ・独立した事業所ではなく、研究開発以外を主業とする事業所(本社以外)の内部で研究開発を行う場合は、当該事業所の産業に分類される。

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-88	総務省	L 学術研究、 専門・技術 サービス	7299	説明文	7299 他に分類されない専門サービス業 ○例示に「ISO認証業」、「ISO認定業」の追加を検討いただきたい。	現在多くの企業などでISOの認証取得を行っており、認定機関より審査を行う認定を受けた認証機関(審査機関)について、例示を追加いただきたい。 ISO認証はISOが認証する国際標準化規格のことで、各種規格を統一することで国際的な規模での交流を助長するとともに企業活動の発展を促進することを目的としたもの。	第7回	総務省	内容例示に「国際規格審査業」を追加する。	【明確化するため例示を追加】 「ISO認証業」、「ISO認定業」は7299に分類されるため。 なお、例示については生産物分類を参考に「国際規格審査業」として追加する。
B-89	総務省	L 学術研究、 専門・技術 サービス	7299	説明文	「7299 他に分類されない専門サービス業の○例示に「補償コンサルタント業」の追加を検討いただきたい。	補償コンサルタントは、公共用地として提供される土地にある建物や工作物を調査して、住んでいる人たちの生活機能を失わせないように移転方法、移転先を考慮し、移転又は損失による補償額を算定する。また、事業の施工に伴って発生する騒音・振動・地盤変動等による事業損失に関する調査及び損失額を算定する。 主事業とする事業所も多く見受けられるため、追加を検討いただきたい。	第7回	総務省	現行通りとする。	補償コンサルタント業は、「補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年九月二十一日建設省告示第千三百四十一号)」より公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務の受託又は請負を行う者をいう。8つの登録部門があり、一部又は全部について登録を受けることができる。ただし登録の有無に関わらず、補償コンサルタント業は自由に行うことができる。 上記規程の補償コンサルタント業は、「公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務」を目的とした様々な事業が含まれるので、いずれかの産業に位置付けることは困難であるため、事業所ごとに主要な産業により分類される。
B-90	総務省	L 学術研究、 専門・技術 サービス業	7299	説明文	「著作権等管理事業」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	委託者との信託契約又は委任契約(取次ぎ又は代理によるもの)に基づき、著作物の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う事業(著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号))であり、委託者に代わり、著作物の利用許諾、使用料の徴収・分配などを行っているが、説明表記や例示等を記載することにより、どの産業に分類されるかが明確になるため。	第7回	総務省	現行通りとする。 なお、著作権管理業(委託者との信託契約又は委任契約(取次ぎ又は代理によるもの)に基づき、著作物の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う事業)は「7299 他に分類されない専門サービス業」に分類される。	著作権管理業は事業者数が少ないため、例示追加は見送ることとする。 「文化庁 著作権等管理事業者登録状況一覧(令和3年11月1日現在)(全28事業者)」 また、知的財産関連については、サービス分野の生産物分類においてCPA(EUの生産物分類)及びCPC(国連中央生産物分類)等を参考に検討され設定されたので、産業分類については生産物分類の設定に合わせることにする。
B-109	総務省	P 医療,福祉	8369	説明文	8369 その他の医療に附帯するサービス業 ○例示に「読影業」の追加を検討いただきたい。	読影は、レントゲンやMRI、CT、エコーなど様々な画像検査結果から所見を行う。治療のために診断を行っていることから「8369 その他の医療に附帯するサービス業」と考えられますが、明確化していただきたい。その場合、○例示に追加していただきたい。	第8回	厚生労働省	現行のままとする。	「読影業」はその定義・範囲が不明確であり、例示に加えるべきでない。 また、医行為を行う場合は、原則として医療機関で行われる必要性があり、必ずしも「8369 その他の医療に附帯するサービス業」に該当するものではなく、「8311 一般病院」等に該当することもあることから、例示としては適当とは言えない。 さらに、「遠隔画像診断」処理を行う事業者数・市場規模を含め詳細は不明である。
B-111	総務省	P 医療,福祉	8492	説明文	「違法薬物の検査業」について、8492 検査業と考えるが問題ないか。またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	現状記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。	第8回	事務局 (厚生労働省)	現行のままとする。	違法薬物の検査業は属する分類が明確ではないため、例示には記載しない。 なお、当該事業所の分類は、対象となる薬品や使用対象によって個別に判断するべきと考えられる。
B-112	総務省	P 医療,福祉	8531	説明文	子ども子育て支援制度における地域型保育事業等に関する分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。  ① 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項) ② 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項) ③ 居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項) ④ 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項) ⑤ 時間外保育(子ども・子育て支援法第59条第2号) ⑥ 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項) ⑦ 病児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項)  * 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) * 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	新制度で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	厚生労働省	意見を踏まえて一部修正する。	(第8回検討チームにおいて提出済み) 小規模保育事業所、事業所内保育事業所については、「8531 保育所」に例示を追記し、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所については、「8539 その他の児童福祉事業」に例示を追記する。 延長保育事業(※)や一時預かり事業、病児保育事業については、実施場所が保育所に限定されておらず、一律に例示として追加することは不適當であるため、例示の追加は行わない。  (第9回検討チームにおいて追記) ※左記意見⑤に記載のある「時間外保育」(子ども・子育て支援法第59条第2号)と、「延長保育事業」は必ずしも同一ではないが、「時間外保育」は事業そのものを指しているのではなく通常保育外の保育を指しており、「時間外保育」を受けた際に保護者が支払うべき費用の全部又は一部の助成を行うことにより必要な保育を確保する事業を「延長保育事業」という。 以上を踏まえ、「延長保育事業」について回答する。

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-125	厚生労働省	M 宿泊業,飲食サービス業	7599	説明文	「7599 他に分類されない宿泊業」の内容例示から、「会社の寄宿舍」、「会社の独身寮」及び「学生寮」を削除していただきたい。	住居の提供に加えて、食事も提供する学生寮等は下宿業と類似した活動として細分類「7599 他に分類されない宿泊業」に分類してきたと考えられるが、学生寮等の主たる役割は住居の提供であるため、生産物分類及び産業連関表の部門分類では住宅賃貸に含める整理となっている。産業分類においても同様に中分類「69不動産賃貸業・管理業」に含める整理としてはどうか。	第7回	厚生労働省	7599の「他に分類されない宿泊業」における現行の○例示である「会社の寄宿舍」及び「会社の独身寮」を「法人用社宅・独身寮」に修正する。	御指摘の「会社の寄宿舍」等は、当該会社に属する者の生活拠点(住居)を指すことが一般的であり、旅館業法の営業許可(不特定の者の宿泊等)を必要とするとは判断し難い。このため、宿泊業の例示から削除し、それらを大分類K-不動産業、物品賃貸業の「692貸家業、貸間業」に移動することを検討したが、「会社の寄宿舍」等は、当該会社の福利厚生や労働契約の一環として提供される住居であることがほとんどであり、一般的な賃貸借契約とは異なる形態により住居が提供されていると言える。 他方、法人向けの社宅業務の代行等を行う企業が一定程度あると考えられるので、現在の分類構成も考慮した上で、それらを現行の細分類「7599他に分類されない宿泊業」へ位置付けることが適切であると考えられる。 この際、社宅としての寄宿舍はかなり減少してきていると想定されるので削除し、一般的に使用されてより包括的な表現である「社宅」に修正する。また、法人向けの社宅業務等を行っている企業が当該分類に該当することを明確にするため、現行の「会社の」から「法人用」へと修正する。なお、独身寮も同様の考えである。
B-153	国土交通省	R サービス業 (他に分類されないもの)	9299	説明文	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に、コンベンションの企画・運営サービスを行う「コンベンションの企画・運営業」を入れていただきたい。	コンベンションとは国際会議・学会・大会等の集会の総称であり、わが国では、【国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律】(平成六年法律第七十九号)を制定し、国際会議等の誘致及び開催を促進している。国際会議等のコンベンションの企画・運営業は、日本標準産業分類9299の例示として挙げられている展示会(見本市を含む)の企画・運営業と同様、高度な専門知識を有し、わが国における国際会議等の誘致・開催を促進する上では欠かせない業である。 業界団体(2022年4月現在) ・日本コンベンション協会(会員数248社/団体) (会員のうち、コンベンション企画・運営業は46社)  (参考) ・日本コングレス・コンベンション・ビューロー (会員数: 119団体/社) (コンベンションの誘致・開催に係る全国のコンベンション・ビューロー及び関連企業)	第8回	国土交通省 (総務省統計局)	「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」を追加する。	「コンベンション(国際会議等)の企画・運営業」は、「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定(今後、改定予定))等の国策により国際会議等の誘致及び開催を促進していることから政策上の重要性が高い産業といえる。 また、2019年の国際会議の市場規模は3,573億円(※)と一定程度の規模があるが、現行産業分類には明確な分類がなく産業規模の把握に支障を来しかねない。以上を踏まえ、産業の位置付けを明確化するため、9299の内容例示に追加する。 ※観光庁 令和2年度MICE総消費費等調査事業より